



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 芦 森 工 業 株 式 会 社
本社所在地 大阪市西区北堀江 3 丁目 10 番 18 号
代 表 者 名 取締役社長 瀬 野 三 郎
コード番号 3 5 2 6
上場取引所 東証 (市場第一部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 山 口 重 信
(TEL 06 - 6533 - 9250)

株式報酬型ストック・オプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、既に当社第 107 回定時株主総会にてご承認いただいている金銭報酬額の範囲内で、取締役 (社外取締役を除く) に対して株式報酬型ストック・オプション (新株予約権) を付与することのご承認を求める議案を、下記のとおり平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 116 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

当社の取締役に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 内容

(1) 株式報酬型ストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役 (社外取締役を除く) に対し、株式報酬型ストック・オプション (権利行使価格が 1 円の新株予約権) 制度を導入します。

この株式報酬型ストック・オプションでは当社取締役に対して年額 18 百万円を上限として割り当てます。

当社取締役に対する報酬の総額としましては従来から年額 4 億円以内としておりますが、この内枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(2) 株式報酬型ストック・オプションの内容

① 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、2,000 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式 200,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」)は 100 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 10 年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

⑥権利行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から 3 年間は新株予約権を行使できないものとします。ただし、取締役の地位を喪失した場合に限り、地位喪失の翌日以降、新株予約権を行使できるものとします。なお、その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細ならびにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

なお、当該制度と同様の新株予約権を当社理事にも付与いたします。

以 上